

大分大学医学部附属病院ドクターヘリ機体広告掲載規程

令和2年6月24日制定

令和2年医学部附属病院規程第2-1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人大分大学広告掲載取扱規程（令和2年規程第45号）第12条の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が運航する大分県ドクターヘリ（以下「ドクターヘリ」という。）の機体に対する広告の掲載に関し必要な事項を定める。

(広告掲載の条件)

第2条 国立大学法人大分大学広告掲載取扱規程第3条各号に定めるもののほか、広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載しないものとする。

- (1) 個人の氏名の広告
- (2) 医薬品及び医療機器の広告
- (3) その他広告として適当でないと病院長が認めるもの

(募集要項)

第3条 広告の位置、数、規格及び価格等並びに広告を掲載する期間については、大分大学医学部附属病院ドクターヘリ機体広告主募集要項（以下「募集要項」という。）の定めるところによる。

(広告掲載に係る審査)

第4条 病院長は、広告掲載を希望する者から申請を受けたときは、第7条第1項に規定する審査委員会において当該掲載に係る審査を行う。

2 この規程に定めるもののほか、広告の掲載に係る審査方法については、募集要項の定めるところによる。

(契約の締結)

第5条 国立大学法人大分大学は、広告の掲載が決定した者（以下「広告主」という。）との間で広告掲載に関する契約を締結する。

2 契約締結後、広告主、契約期間等をホームページ等により公表する。

(広告物の作成)

第6条 ドクターヘリの機体に掲載する広告物の作成については、募集要項の定めるところによる。

(審査委員会)

第7条 ドクターヘリの機体への広告掲載について審議するため、大分大学医学部附属病院ドクターヘリ機体広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第8条 ドクターヘリの機体広告掲載に関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、ドクターヘリの機体広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年6月24日から施行する。

附 則（令和２年医学部附属病院規程第２－２号）
この規程は、令和２年９月３０日から施行する。

附 則（令和３年医学部附属病院規程第２－１号）
この規程は、令和３年４月１日から施行する。